

金融庁(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
75	B 地方に 対する規 制緩和	産業振 興	中小企業等協同 組合等からの申 請・報告処理のシ ステム化	中小企業等協同組合等か らの提出書類の申請・報告 処理を行うシステムの構築	現在、中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員 変更届の提出が紙媒体で行われており、(本県所管組合分約1,200組合) 管理が煩雑になりつつある。 また、当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する 組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、 所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなけ ればならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くよ うになった。 さらに、定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所 管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所 管外になっていることを把握できない。	(行政側) ・報告書類の量及び保存事務時間の軽減 ・複数行政庁所管組合の認可日調整作業 撤廃 ・所管行政庁変更の連絡漏れによる所管不 明等、人的ミスの削減 (組合側) ・複数行政庁所管組合の資料作成作業軽 減 ・報告書類の提出漏れ等、人的ミスの削減	中小企業等協 同組合法、中小 企業団体の組 織に関する法律	警察庁、金融 庁、財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省、 環境省	福岡県、九 州地方知事 会

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
75	千葉県、神奈川県、川崎市、大阪府、高知県	<p>○認可日(施行日)調整については、現在、経済産業局が取りまとめを行っているが、10月の権限移譲により恐らく都道府県が行うこととなると思われる。所管に本省が入っていると、施行日決定までに大変時間を要している様子であり、施行日管理・調整は円滑な事務運営において支障をきたしている。</p> <p>○中小企業協同組合の提出書類については、今後国からの権限移譲も控えており、地方自治体の更なる事務量増加は確定的である。必要書類の添付漏れや記載漏れは毎年頻繁に生じており、「制度改革による効果」を得ることができれば、事務の煩雑さは大幅に改善されると思う。また、許認可業務においては、行政庁間で標準処理期限が異なることもあり、認可日の調整業務のみならず、指摘事項の情報共有等ができると、統一的な見解や速やかな指導につながると考える。将来的には、組合指導業務が抱える課題を全般的に解決できるような基礎システムの構築をご検討いただけるとありがたい。</p> <p>○中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われているため、文書保管が煩雑になり、保管場所の確保が困難になっている。</p> <p>○申請や届出の書類を紙媒体で作成して所管行政庁ごとに提出させることは、組合にとっては負担が大きいのではないかとと思われる。定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、新しい所管行政庁から連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。全国一律に同様の事務が行えるよう、システムの構築(構築後の改修も含む。)は、国の負担により行っていただきたい。</p> <p>○複数行政庁が所管している組合の認可日調整作業が煩雑であり、組合側からも提出する書類に漏れが生じることがある。その場合、所管行政庁内で組合に連絡を調整する作業も煩雑である。また、所管行政庁が移管になった際の連絡も、移管先が移管元に連絡しなければ把握できないため、正確な所管組合数が把握できない。</p>	<p>「求める措置の具体的内容」として、「中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築」とあるが、提案の内容が漠然としていてどのようなものを想定されているのか判然としないが、複数の所管行政庁の間で発生する情報共有のためのシステム構築であるのではないかと推察される。全国に数多く存在する組合の情報をシステムを通じて共有する場合であっても、その組合の情報はそれぞれの所管行政庁でないと把握できないため所管行政庁において入力する必要が出てくると考えられるが、その膨大な作業コストを考えれば、そのようなシステムを構築しなくてもそれぞれの所管行政庁が他の所管行政庁との連携をしっかりと行うことで解決するのではないかと考えられる。</p> <p>「具体的な支障事例」欄に、「当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならぬ。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。」との記載があるが、これは事実誤認であると思われる。権限移譲に伴い、所管行政庁が都道府県に集約されるため、実際には複数の行政庁が共管する組合は減少しているはずである。例えば、平成27年4月に地方厚生局の権限が都道府県に、平成29年4月に地方農政局の権限が都道府県に、令和2年10月に経済産業局、地方整備局及び地方運輸局の権限が都道府県に移譲されたが、権限移譲前の所管行政庁が都道府県及び地方農政局の共管であった組合は、権限移譲後は都道府県のみが所管行政庁となるため、権限移譲に伴い複数の行政庁が共管する組合が増えているというのは明らかに間違いである。</p> <p>また、「具体的な支障事例」に記載のある「定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。」については、所管行政庁が変更となる場合、確かに新しい所管行政庁が認可事務を行うことになるが、新しい所管行政庁が認可事務を行うに際し、当該組合を通じて又は直接の方法により旧所管行政庁に一報を入れるなどで解決する内容であると考えられる。なお、このような所管行政庁が変更になる場合における組合の認可申請は、まずは旧所管行政庁に事前相談があるといったケースが多いものと認識している。</p>